

愛媛県広告事業の実施に関する表示基準

第一 趣旨

この基準は、愛媛県広告事業実施要綱(平成 17 年 12 月 28 日付け企画情報部長通知)第 3 条第 5 項に規定する広告に表示することができない内容等について定めるものとする。

第二 広告に表示することができない内容

1 次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 12 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 事実と異なる内容を含むもの
- (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)
- (7) クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
- (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
- (12) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

第三 広告欄の明示

広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

第四 広告内容等に係る個別の制限

この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告に表示することができない内容等については、広告事業を実施する部局長が別に定めることができるものとする。